

専門家会議規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「この法人」という。）の定款第51条第2項に基づき設置する専門家会議の構成及び運営に関し必要な事項について規定し、その円滑かつ適切な運営に資することを目的とする。

(構成)

第2条 専門家会議は、非営利の立場から民間公益活動の現場で活動する者又は民間公益活動につき知見を持つ専門家若しくは有識者としてこの法人の理事会で選任され、理事長の委嘱を受けた委員（以下「専門家委員」という。）から構成する。

- 2 専門家会議は、専門家委員10名程度とする。
- 3 専門家委員については、資金分配団体又は活動支援団体若しくは休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第19条第2項第3号イに掲げる民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という）又は支援対象団体（活動支援団体の支援先である団体又は個人をいう。以下同じ。）又はこれらの団体になり得る団体等の役員又はこれに準ずるものは選任しない。
- 4 専門家委員の委嘱の際には、その就任後、資金分配団体又は活動支援団体若しくは実行団体又は支援対象団体又はこれらの団体になり得る団体等の役員又はこれに準ずるものに就任する場合には、事前に理事長に書面で申告するものとし、その場合辞職等利益相反防止のため必要な措置を求めることがある旨委嘱の条件を明示するものとする。
- 5 専門家会議には、専門家委員のほか、理事、事務局長及び事務局次長並びに理事長が指示する事務局員が出席する。

(任期及び報酬等)

第3条 専門家委員の任期は、原則として前条第1項の委嘱を受けたときから1年間とする。

- 2 専門家委員に対して支払う報酬等の額は、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第3条第5項の規定を準用する。
- 3 専門家委員の氏名は、原則として公開する。

(意見聴取事項)

第4条 専門家会議は、民間公益活動の現状と課題、優先的に解決すべき社会課題、資金分配団体および活動支援団体の助成プログラム又は出資に関する方針、評価の在り方等この法人の運営の基本的事項について専門的な視点から意見聴取する。

(開催及び招集)

第5条 専門家会議は、原則として半期毎に開催するほか、理事長が必要と認めたときに開催す

る。

- 2 専門家会議は、理事長（理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは各理事）が招集する。

(議事)

第6条 事務局は、議事の進行を行う。

- 2 理事長は、適當と認める者に対して、参考人として専門家会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第7条 専門家会議の議事については、次に掲げる事項を記録した議事録を書面又は電磁的記録をもって作成する。

- (1) 専門家会議の日時及び場所
- (2) 専門家会議に出席した専門家委員及び理事の氏名
- (3) 専門家会議の議事の経過の要領

(理事会への報告)

第8条 理事長は、専門家会議の議事の経過について、理事会に報告する。

(庶務)

第9条 専門家会議の庶務は企画広報部が行う。

(専門家会議部会の設置)

第10条 特に必要な事項について、外部専門家等の意見の聴取を行うために、専門家会議に部会（以下「専門家会議部会」という。）を設けることができる。

- 2 部会は、理事長の指名する専門家委員及びこの法人の理事会が選任し理事長が委嘱を受けた委員（以下「部会委員」という。）で構成する。
- 3 部会で意見の聴取を行う事項については、理事会で定める。
- 4 第2条第3項及び第4項並びに第3条の規定は部会委員に準用し、同項及び同条中「専門家委員」とあるのは「部会委員」と読み替える。
- 5 第5条から第9条までの規定は専門家会議部会に準用し、同条中「専門家会議」とあるのは「専門家会議部会」と読み替える。

(細則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規則は、平成30年9月14日から施行する。(平成30年9月14日理事会決議)

附 則 (平成31年2月改正)

この規則は、平成31年2月26日から施行する。(平成31年2月26日理事会決議)

附 則 (令和2年7月改正)

この規則は、令和2年7月27日から施行する。(令和2年7月27日理事会決議)

附 則 (令和7年6月改正)

この規則は、令和7年6月13日から施行する。(令和7年6月13日理事会決議)